

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社ジェイアール東日本企画	—	東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号	R7.11.11 ~ R8.8.10 9ヵ月	指名停止等措置要領別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	株式会社ジェイアール東日本企画は、国土交通省本省及び観光庁が令和5年度に交付した補助金2件に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に提出し、補助金を過大に請求していた。
日本交通技術株式会社	—	東京都台東区上野7丁目11番1号	R8.2.20 ~ R8.6.19 4ヵ月	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反)	当該事業者は、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者らに対し、排除措置命令を行った。
大日コンサルタント株式会社	—	岐阜県岐阜市藪田南3丁目1番21号	R8.2.20 ~ R8.4.19 2ヵ月	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反)	当該事業者は、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者らに対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
株式会社トニーコンサルタント	—	東京都渋谷区本町1丁目13番3号	R8.2.20 ~ R8.4.19 2ヵ月	指名停止等措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反)	当該事業者は、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者らに対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
丸栄調査設計株式会社	—	三重県松阪市大町102番地2	R8.2.20 ~ R8.6.19 4ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	当該事業者は、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者らに対し、排除措置命令を行った。
東海旅客鉄道株式会社	—	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号	R8.2.20 ~ R8.6.19 4ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	当該事業者は、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年12月19日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者らに対し、排除措置命令を行った。
株式会社ティー・エム・シー・インターナショナル	—	東京都渋谷区広尾二丁目1番15号	R8.3.2 ~ R8.6.1 3ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	令和8年1月22日、契約件名「EMER EXIT SIGN 3個ほか6点買入」にかかる一般競争入札の開札を実施したところ、入札書比較価格が145,272,728円に対し、(株)ティー・エム・シーインターナショナルが入札価格10,780,000円(落札率7%)で落札した。 令和8年2月17日、同社から入札金額に錯誤があったことから契約を辞退する旨の申し入れがあったため、契約の締結に至らなかったもの。